

著作権について

(1) 著作権とは

○著作権者以外の人物・団体が許可なく無断で、編曲したり演奏したりすることをさせない権利。

(2) 著作権の保護期間

○著作物には、著作権の発生から消滅までの期間が定められている。

○世界160か国以上が締結しているベルヌ条約では、この期間を原則、

「**著作者の生存期間及び著作者の死後50年**」と規定している。

日本はこの条約の規定に従い、死後50年を保護期間としている。

○欧州連合諸国やアメリカでは1990年代に保護期間を**死後70年**にする法改正を実施した。

(3) 著作権保護期間の戦時加算

○戦時に相当する期間（ここでは第2次世界大戦時を言う）を、通常の著作権の保護期間に加算することで、戦争により失われた著作権者の利益を回復しようとする制度。

ただし、この戦時加算が行われている国は日本だけ。同じ敗戦国のドイツやイタリアには適用されていない不平等な制度と言える。

【注意事項】

(例) ヒンデミット (1895年11月16日生～1963年12月28日没)

○ヒンデミット (死後50年が経過) はドイツ生まれの列記としたドイツ人作曲家であるが、1940年にアメリカに亡命し、アメリカ市民権を獲得している。そのため、アメリカ市民権を得てからの作品は戦時加算の対象とされるので、作品によっては著作権が消滅していないものもある。例えば「ウェーバーの主題による交響的変容」はアメリカ亡命後の作品なので著作権は存在している。

(4) 「コンクール参加申込書」の記入の仕方

I. 出版されている楽譜（販売譜）を使用し演奏する場合。

○**著作権保護の有無に関わらず演奏できます。**

※保護期間内の作品は演奏使用料（著作権料）がかかるが、コンクールにおいては各吹奏楽連盟が支払っている。ただし、自団体の定期演奏会などで演奏した場合は各団体が責任を持ってJASRACに支払うこと。

「コンクール参加申込書」では ア. になります。

II. レンタル楽譜（一定期間、出版社から楽譜を借り入れる楽譜のこと。他団体等からコピーをし、演奏することは違法行為であり厳禁）を使用し演奏する場合。

○著作権保護の有無に関わらず演奏できます。

※保護期間内の作品は演奏使用料（著作権料）がかかるが、コンクールにおいては各吹奏楽連盟が支払っている。ただし、自団体の定期演奏会などで演奏した場合は各団体が責任を持って JASRAC に支払うこと。

「コンクール参加申込書」では エ. になります。

（ただし、演奏許諾書またはレンタル貸出証明書をコピーし提出すること。）

III. 未出版の編曲楽譜または自ら編曲した楽譜を使用し演奏する場合。

○著作権保護期間外（死後50年経過、戦時加算のある場合はその日数を計算に入れること）であるならば、そのまま編曲譜を使用し演奏することが出来る。

※自団体のコンサートで演奏しても著作権料を支払う必要はない。

「コンクール参加申込書」では イ. になります。

○著作権保護期間内にある場合は、著作権元（出版社もしくは編曲者本人）に許諾を必ず取ること。

※この場合、許諾料を取られることが多い。また演奏使用料も課せられることがある。コンクールの場合は演奏使用料のみ各吹奏楽連盟が支払う。

「コンクール参加申込書」では ウ. になります。

（ただし、演奏許諾書または本人同意書をコピーし提出すること。）

IV. 自団体のための委嘱作品又は委嘱編曲作品の楽譜を使用し演奏する場合。

○作曲者または編曲者の許諾を必ず取ること。

※この場合、作・編曲料、許諾料の他、その人物が JASRAC の会員だった時には演奏使用料（著作権料）を支払うことになる。コンクールの場合は演奏使用料のみ各吹奏楽連盟が支払う。

「コンクール参加申込書」では オ. になります。

（ただし、演奏許諾書または本人同意書をコピーし提出すること。）

V. その他

○著作権・許諾先など不明なことがある場合は、JASRAC のホームページでお調べください。それでも質問がある場合は JASRAC 代表の以下の電話番号へお問い合わせください。

☎03（3481）2121